平成２１年（フ）第１７２５号
福岡市中央区清川３丁目８番28―606号
債務者　田中カヲル
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７２７号
福岡県筑紫野市岡田１丁目25番地17　エコシスⅠ―107号
債務者　金子真由美（旧姓石本）
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７３２号
福岡市早良区原８丁目３番３―205号
債務者　挽田　英明
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７６３号
福岡市早良区荒江２丁目25番38―406号
債務者　筒井　博子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３５１号
長崎県長崎市中小島２丁目９番３―501号
債務者　高石千佳子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１１５号
長崎県諫早市日の出町2598番地
債務者　大島　幸雄
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１２９号
長崎県諫早市森山町杉谷384番地
債務者　新井三枝子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１４４号
長崎県諫早市若葉町356－２　セモアさかえ501号室、住民票上の住所長崎県諫早市川内町2659番地５
債務者　前田　敏博
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第３３３号
鹿児島県鹿児島市冷水町２番22―105号
債務者　出水　千春
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３９９号
鹿児島県鹿児島市坂之上３丁目23番29号　サンハイツ101号
債務者　廣木　竜一
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４００号
鹿児島県鹿児島市坂之上３丁目23番29号　サンハイツ101号
債務者　廣木美千代
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４６３号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目40番12号　パークハイツ水口103号
債務者　矢野サチ子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４６４号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目26番20号　中川ビル305号
債務者　本田　重文
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４５号
鹿児島県指宿市西方4964番地16
債務者　上髙原尋子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第１２６号
宮城県栗原市瀬峰長者原77番地11　市営長者原南住宅６号、前住所仙台市宮城野区栄２丁目17番２号　シティハウスＳＡＫＡＥ・Ｃ―101
債務者　佐々木稔子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１６８号
新潟県新潟市中央区大島26番地１　グランシャリオＡ105号、前住所新潟県新潟市南区大通南５丁目1013番地１
債務者　中谷　義成
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６９号
新潟県新潟市中央区大島26番地１　グランシャリオＡ105号、前住所新潟県新潟市南区大通南５丁目1013番地１
債務者　中谷きみ子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
新潟地方裁判所民事部